



【資料6】

# 物流分野等における取引の公正化に向けた 公正取引委員会の取組



# 物流取引を巡る独占禁止法・下請法の全体像

## 物流分野における取引の公正化のための取組

- 物流事業者に**不当に不利益を与える行為の禁止**（契約にない役務、荷待ち等）
- 労務費、エネルギーコスト等の上昇分の**適正な価格転嫁**

**公正取引委員会**は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、①荷主と物流事業者との取引については独占禁止法（**物流特殊指定**）、②物流事業者間の再委託取引については**下請法**を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に取り組んでいる。

法 律	対 象	規 定
<b>独占禁止法</b> ※ <b>物流特殊指定</b>	<b>荷主</b>	<b>●禁止行為</b> 支払い遅延、減額、買ったたき等
<b>下請法</b>	<b>物流事業者</b>	<b>●元請物流事業者の義務</b> 注文書交付、書類保存、 支払期日（受領後60日以内）の設定等 <b>●禁止行為</b> 支払い遅延、減額、買ったたき等

※ **物流特殊指定**は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示

# 下請法（下請代金支払遅延等防止法）－適用対象－

## 資本金区分

親事業者	下請事業者
3億円超	3億円以下(個人含む)
1千万円超 3億円以下	1千万円以下(個人含む)

## 対象となる取引

物流事業者が、請け負った運送・保管業務の全部又は一部を再委託すること



※物流特殊指定と下請法の両法に該当する場合は、下請法を優先的に適用

# 下請法（下請代金支払遅延等防止法）－義務と禁止行為－

## 親事業者の義務

※物流特殊指定（独占禁止法）にはない規定

- 発注書面の交付
- 書類の作成・保存（2年間）
- 下請代金の支払期日（受領後60日以内）を定める
- 下請代金の支払遅延に係る遅延利息（年率14.6%）の支払い

## 親事業者の禁止行為

※物流特殊指定（独占禁止法）と同様の禁止行為

- 受領拒否
- 支払遅延
- 減額
- 返品
- 買ったたき
- 購入強制・利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

# 物流特殊指定 – 適用対象 –

## 荷主と物流事業者の関係（資本金区分）

荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人含む）
資本金 1000 万円超 3 億円以下	資本金 1000 万円以下（個人含む）
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

## 対象となる取引

- ① 荷主が物流事業者に対して直接委託する場合



- ② 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合



# 物流特殊指定 — 禁止行為① —

## 代金の支払遅延

- 荷主は、自社の資金繰りを理由に、あらかじめ定めた支払期日経過後に代金を支払った。
- 荷主は、自社の事務処理遅れを理由に、あらかじめ定めた支払期日経過後に代金を支払った。

## 代金の減額

- 荷主は、物流事業者と代金引下げを合意したが、引下げ前の発注分まで引下げ代金を適用した。
- 荷主は、「管理事務手数料」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から減じた。
- 荷主は、自己の顧客から単価を引き下げられたことを理由に、物流事業者を支払う代金を減じた。

## 買ったたき

- 荷主は、物流事業者と十分に協議することなく、自社の予算を基準にして一方的に代金を決定した。
- 荷主は、個々の物流事業者の事情を考慮せず、一方的に従来の代金から一律・一定率で代金を引き下げた。
- 荷主が配送頻度を増やすよう物流事業者に要請したため、物流事業者が配送頻度の増加に伴う代金引き上げの見積書を提出したが、荷主は、物流事業者と十分な協議をすることなく、代金を据え置いた。

## 物の購入強制・役務の利用強制

- 荷主は、物流事業者に対し、自社の発注担当者を通じて、取引先が販売する季節商品を購入させた。
- 荷主が、物流事業者に対し、自ら指定するリース会社とトラックのリース契約を締結するよう要請したところ、物流事業者は既に同等の性能のトラックを保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、荷主は契約締結を再三要請し、当該契約を締結させた。

# 物流特殊指定 – 禁止行為② –

## 割引困難な手形の交付

- 荷主は、物流事業者に対し、期間125日の手形を交付した。

## 不当な経済上の利益の提供要請

- 荷主は、物流事業者に対し、物流事業者の利益との関係を明らかにすることなく、自社の主催するイベントの開催のための協賛金を提供させた。
- 荷主は、物流事業者に対し、自社の倉庫に保管してある荷物の仕分け作業や梱包作業を無償で行わせた。
- 荷主は、物流事業者に対し、荷物の積み下ろしのための待機時間に、他の物流事業者が運送した荷物の積み下ろし作業を無償で行わせた。

## 不当な給付内容の変更及びやり直し

- 荷主は、物流事業者に対し、運送の委託を直前に取り消したにもかかわらず、物流事業者が当該運送の手配に要した費用を支払わなかった。
- 荷主は、自己の都合を理由に、配送先を変更したにもかかわらず、変更に伴い必要となる物流事業者の費用を支払わなかった。

## 要求拒否に対する報復措置

- 荷主は、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請したところ、これを拒否されたことから、そのことを理由として取引の量を減らした。

## 情報提供に対する報復措置

- 荷主は、物流事業者が公正取引委員会に対して減額したことを知らせようとしたことを理由として、取引を停止した。

# 適正な価格転嫁の実現に向けての公正取引委員会の取組

令和3年12月27日、中小企業等が**労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁**できるようにし、**賃金引上げの環境を整備**するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）が取りまとめられた。

公正取引委員会は、令和4年3月30日、「**令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定

## ① 独占禁止法の執行強化

- ・優越的地位の濫用に関する緊急調査
- ・大企業とスタートアップとの取引に関する調査
- ・荷主と物流事業者との取引に関する調査
- ・公正取引委員会の体制強化
- ・独占禁止法の適用の明確化 等

## ② 下請法の執行強化

- ・買ったたきの解釈の明確化
- ・買ったたきに対する取締りの強化
- ・ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査 等

## ③ 価格転嫁円滑化スキーム

- ・違反行為情報提供フォームの運用
- ・事業所管省庁との連名による事業者団体に対する法遵守状況の自主点検の要請 等

公正取引委員会は、令和5年3月1日、「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定

## ① 独占禁止法の執行強化

- ・転嫁円滑化に向けた更なる調査  
緊急調査を上回る規模の業種及び発送数の書面調査を実施（令和5年12月27日公表）

- ・荷主と物流事業者との取引に関する調査（※）

（※）前回は上回る規模の立入検査の実施、注意喚起文書の送付（調査結果を令和5年6月公表）

## ② 下請法の執行強化

- ・重点的な立入調査（※）
- ・下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組
- ・法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

（※）重点的な立入調査（5業種）の中には道路貨物運送業が含まれている。

## ③ 価格転嫁円滑化スキーム

- ・法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知
- ・相談対応及び情報収集の実施

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番  
電話番号 0120-060-110  
【受付時間】10:00-17:00  
（土日祝日・年末年始を除く。）

## 独占禁止法Q&A等の改正（価格転嫁拒否に関する解釈の明確化）

公正取引委員会は、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準を改正し、価格転嫁拒否に関する独占禁止法上の考え方を明確化。

Q

労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用（又は下請法の買いたたき）として問題となりますか？

A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

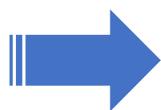
- ① コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② コストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用又は下請法違反（買いたたき）として問題となるおそれがある。

# 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (R5.6.1公表)

## ◆ 令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査

**書面調査** (荷主30,000名、物流事業者40,000名) & **立入調査** (荷主101名)



**荷主777名**に対して、**注意喚起文書**を送付

### ◆ 注意喚起文書の送付先 (荷主777名)

製造業	化学工業	45名
	食料品製造業	42名
	生産用機械器具製造業	34名
	輸送用機械器具製造業	31名
	窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、その他	205名
卸売業、小売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	58名
	その他の卸売業	39名
	飲食料品卸売業	38名
	機械器具卸売業、その他	97名
その他	協同組合	82名
	その他	106名

### ◆ 行為類型の内訳 (917件)

行為類型	件数
買ったたき	246
代金の支払遅延	212
代金の減額	203
不当な給付内容の変更及びやり直し	138
不当な経済上の利益の提供要請	76
割引困難手形の交付	32
その他	10

# 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (R5.6.1公表)

## ◆ 問題につながるおそれのある主な事例

### ① 買ったとき

- 荷主は、令和元年頃以降、運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた。(その他の製造業)
- 荷主は、物流事業者との運賃値上げ交渉に応じず、30年ほど前に定めた運賃表に基づく内容で毎年契約更新をして運賃を据え置いていた。(窯業・土石製品製造業)
- 荷主は、農産物の運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。(協同組合)

### ② 代金の支払遅延

- 荷主は、担当者が事務処理を失念し、あらかじめ定めた期日に運賃の支払ができなかったため、物流事業者に請求日を遅らせた請求書を再作成させた上、1か月遅れで支払った。(各種商品卸売業)
- 荷主は、自社の計算ミスの原因として支払を翌月に遅らせた。(飲食料品卸売業)

### ③ 代金の減額

- 荷主は、物流事業者に定期的に運送を委託している配送先における自社商品売上げの低迷を理由に、一方的に運賃を減額した。(食料品製造業)
- 荷主は、物流事業者に対し、運賃のうち1万円未満の端数を切り捨てて支払った。(総合工事業)

### ④ 不当な給付内容の変更・やり直し

- 荷主は、翌朝の運送に備えて、前日夕方に物流事業者を集荷に来させているにもかかわらず、積み込む荷物の用意を終えておらず、数時間に及ぶ待機を余儀なくさせているが、当該待機時間に関する支払を行っていなかった。(物品賃貸業)

# 荷主と物流事業者との優越的地位の濫用事案の処理状況 (R5.6.1公表)

## ◆ 荷主と物流事業者との優越的地位の濫用事案の処理状況

審査局内に設置している「優越的地位濫用事件タスクフォース」では、令和4年度、荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位の濫用事案について、14件の注意を行った。

14件の注意の業種は、農産物の販売事業等を行う協同組合（5件）、物品賃貸業（4件）、化学工業（2件）などとなっている。

## ◆ 注意の内容

注意を行った物流取引に関する事案について、注意対象となった行為類型をみると、「代金の減額」、「代金の支払遅延」、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が多くなっている。

### 代金の減額

- 建設機械器具の賃貸業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金を、支払う段階になってから値引きを要請し、これに応じた物流事業者に対する支払代金から要請した値引き分を差し引いて支払っていた。
- 菓子の製造販売業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、書面による合意を得ることなく、「振込手数料」と称し、あらかじめ定めた支払代金から振込手数料相当額を上回る額を減額して支払っていた。

### 代金の支払遅延

- 化学薬品等の製造業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、事務処理の手違いを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。

### 不当な給付内容の変更及びやり直し

- 鋼材卸売業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込み及び荷卸しの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①（R5.11.29公表）

## 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の1 2の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。**

# コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要① (R5.12.27公表)

- 公正取引委員会は、令和4年の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年緊急調査）等を踏まえ、**令和5年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（特別調査）を実施。**
- **39業種（次ページの表に記載の業種）を中心に**、事業者間取引における価格転嫁の状況、独占禁止法Q&Aに該当する行為の有無等を調査。

## 独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

### 特別調査の概要

#### 【第1回書面調査】（対象事業者数 110,000名）

受注者・発注者の双方での立場での回答を求める調査

#### 【第2回書面調査】（対象事業者数 3,064名）

第1回書面調査で受注者から名前の挙がった発注者等に対する調査

#### 【令和4年緊急調査における注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査】

注意喚起対象4,030名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

#### 【事業者名公表13名に対するフォローアップ調査】（5ページ参照）

令和4年緊急調査において事業者名公表の対象となった13名の事業者について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

書面調査の結果を踏まえた立入調査  
(349件実施)



独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者8,175名**  
に対し**注意喚起文書を送付**  
(次ページ参照)

# コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

## 注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者8,175名に対し、注意喚起文書を送付
- 回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年緊急調査と比較して4.1ポイント減少（21.2%→17.1%）
- 調査対象39業種の業種ごとの送付件数は下表のとおり。

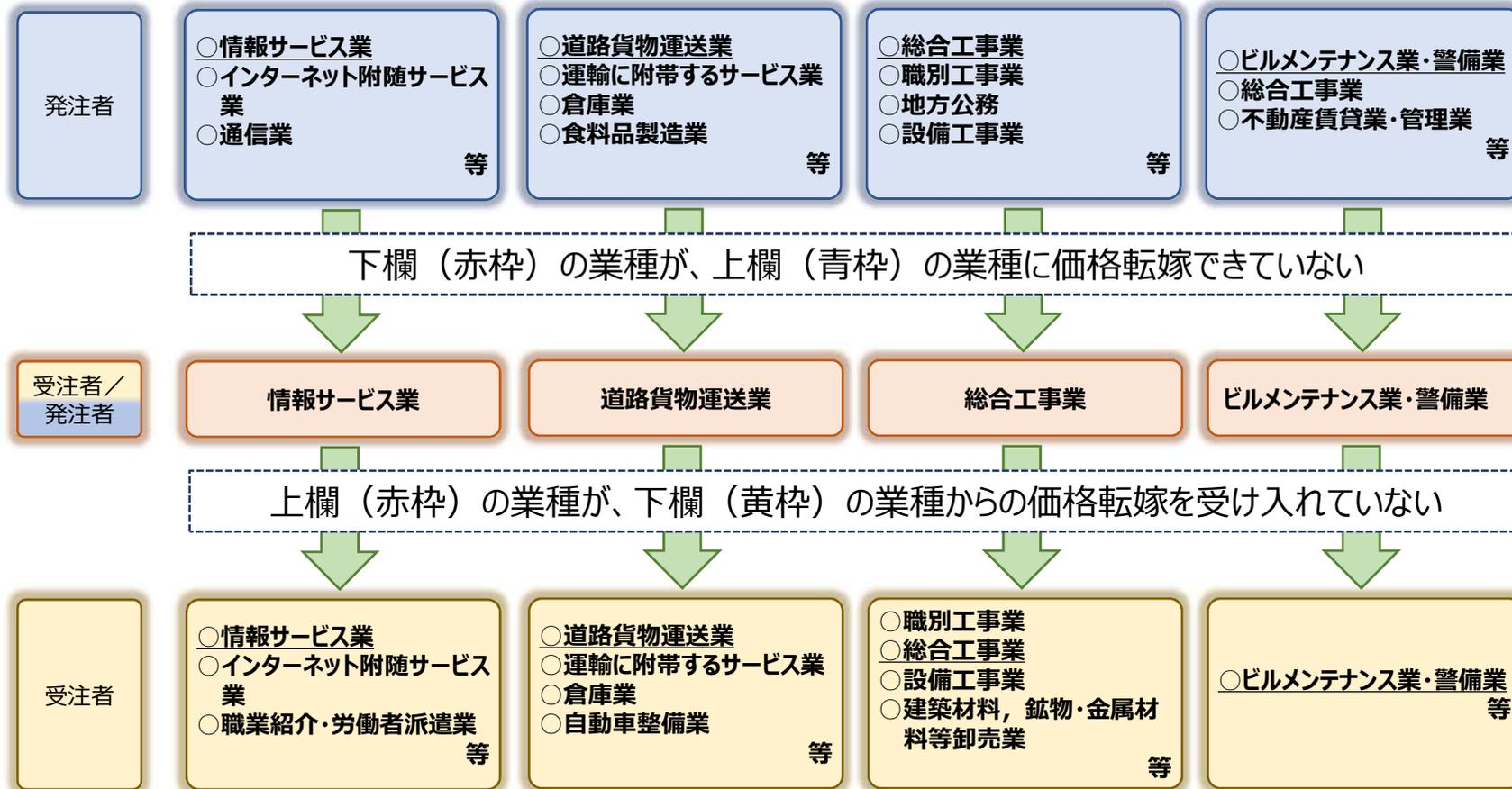
業種	件数 (注1)	業種	件数 (注1)	業種	件数 (注1)
情報サービス業	755	機械器具小売業	214	非鉄金属製造業	89
協同組合	559	映像・音声・文字情報制作業	194	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注2）	88
道路貨物運送業	460	電気機械器具製造業	183	鉄鋼業	86
機械器具卸売業	391	技術サービス業	171	不動産取引業（注2）	76
総合工事業	325	飲食料品小売業	167	情報通信機械器具製造業	52
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	309	広告業	161	石油製品・石炭製品製造業	47
金属製品製造業	286	窯業・土石製品製造業	160	ドラッグストア・ホームセンター（その他の小売業）（注2）	47
化学工業	275	はん用機械器具製造業	158	自動車整備業	41
生産用機械器具製造業	266	放送業	148	酪農業・養鶏業（農業）（注2）	36
不動産賃貸業・管理業（注2）	263	印刷・同関連業	137	各種商品卸売業	36
食料品製造業	249	パルプ・紙・紙加工品製造業	127	家具・装備品製造業	29
輸送用機械器具製造業	233	電子部品・デバイス・電子回路製造業	124	その他の業種	593
ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注2）	224	業務用機械器具製造業	103	合計	8,175
飲食料品卸売業	223	各種商品小売業	90		

注1 「件数」欄の数値は、第1回書面調査、第2回書面調査及び注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査に基づく注意喚起文書送付の合計の件数。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の小売業」については細分類の「ドラッグストア」及び「ホームセンター」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

# コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要③

## 価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重下請構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる

## コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要④

### 事業者名公表13名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表13名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めていた。
  - ✓ 事業者名公表13名は、いずれも、事業者名公表等を契機として、令和5年1月頃以降、順次、受注者に対し、文書、メール、面談等の方法により、「コスト上昇による価格転嫁の要望があれば価格交渉に応じるので申し出るように」などといった呼び掛けを行っていた。
  - ✓ 事業者名公表13名は、受注者と価格交渉を行った場合は交渉の内容を記録して保管することとし、受注者から価格転嫁の要請があったものの取引価格を据え置く場合は、その理由を記録の残る方法で回答することをルール化していた。
  - ✓ 令和5年1月頃以降速やかに社内体制を整備するなど価格転嫁円滑化の取組を実行した事業者も複数みられた。
- 事業者名公表13名の受注者からは
  - ◎ 令和5年に入ってから、価格交渉の呼び掛けがあったので価格転嫁を要請し、満額認められた
  - ◎ 令和4年までは、困ったことがあれば何でも言ってくださいと言いつつ、実際に価格転嫁を申し出てもきちんと交渉に応じてもらえなかったが、令和5年に入ってから発注者から具体的な価格転嫁に係る呼び掛けが来るようになり、価格転嫁することができたなどの声が寄せられた。その一方で
  - × 令和4年も令和5年に入ってから、価格交渉の呼び掛けはなく、当社から価格転嫁を申し出てもいないので、取引価格は据え置かれたままである
  - × 価格交渉の呼び掛けがあったので価格転嫁を申し出たものの、具体的な交渉をせず取引価格の据置きを一方向的に告げられたり、次の交渉を数か月先に先延ばしにされたりしたなどといった声も寄せられた。



これらを踏まえると、事業者名公表13名は、全体としては、価格転嫁円滑化の取組を相当程度進めていると認められる。  
一方で、その取組の現場への浸透が不十分な事業者も認められる。



価格転嫁円滑化の取組の現場への浸透が不十分な一部の事業者にあっては、経営トップから価格協議を担当する各部門の担当者までの事業者全体としての価格転嫁円滑化に関する方針の徹底（ガバナンスの改善）が求められる。

# 相談・申告窓口のご案内

物流特殊指定	相談	 <b>092-431-6031</b> (公正取引委員会九州事務所 取引課)
	申告・ 事件調査	 <b>092-431-6033</b> (公正取引委員会九州事務所 第一審査課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 第一審査課  <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html</a>
下請法 (相談・申告)		 <b>092-431-6032</b> (公正取引委員会九州事務所 下請課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 下請課  <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html</a>
不当なしわ寄せに関する 下請相談窓口		(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番  <b>0120-060-110</b>
情報提供フォーム (匿名可)		 <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html</a>